

米子市地方創生推進体制

[目 次]

【参考資料 1】米子市地方創生推進体制

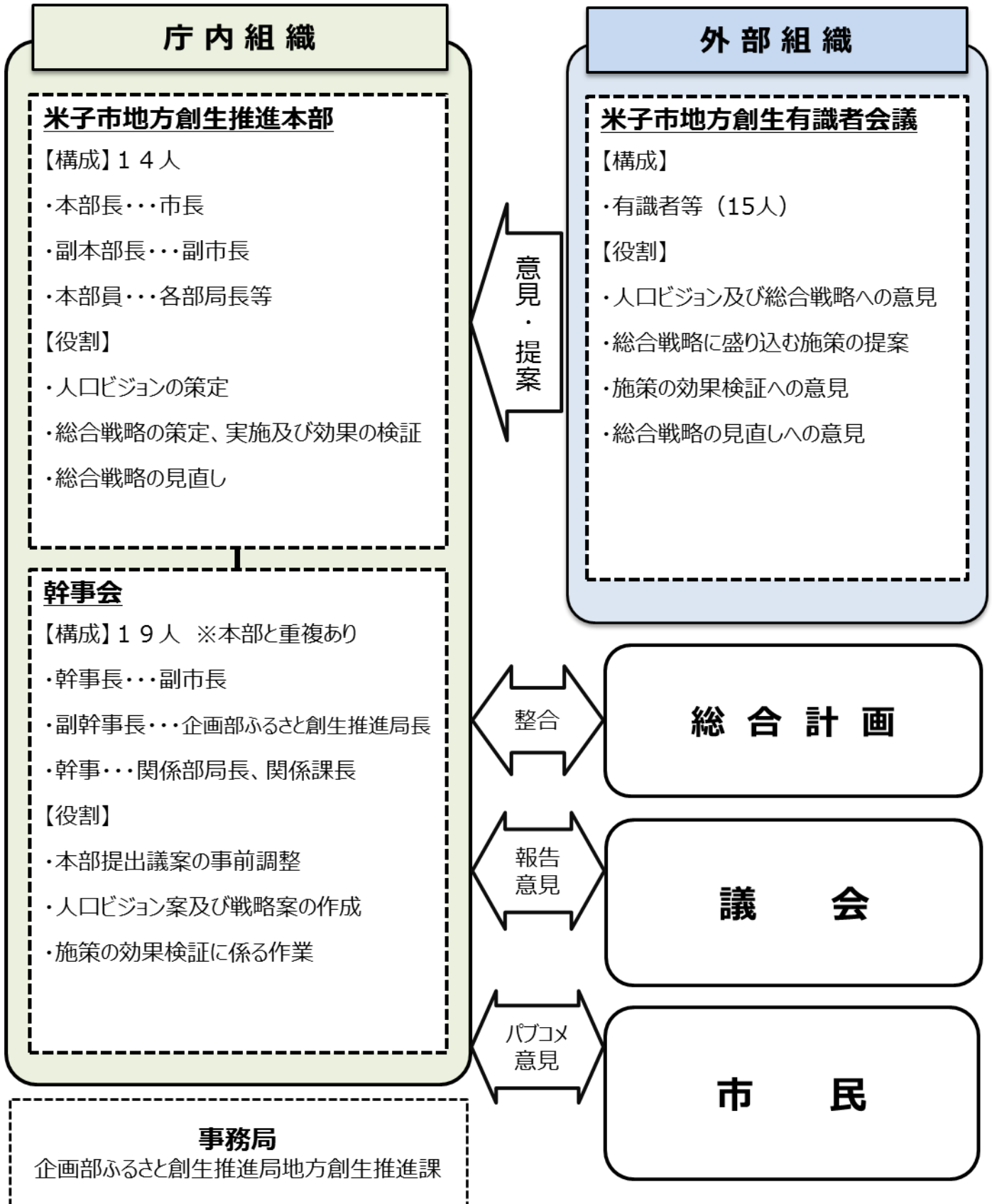
【参考資料 2】米子市地方創生推進本部設置要綱

【参考資料 3】米子市地方創生推進本部・幹事会名簿

【参考資料 4】米子市地方創生有識者会議設置要綱

【参考資料 5】米子市地方創生有識者会議委員等名簿

米子市地方創生推進体制



参考資料 2

米子市地方創生推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における地方創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）の推進を図るため、米子市地方創生推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）に規定する地方人口ビジョンの策定に関する事項
- (2) まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、実施及び効果の検証に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織等)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育委員会教育長、水道事業管理者、総務部長、企画部長、企画部ふるさと創生推進局長、市民人権部長、福祉保健部長、経済部長、建設部長、下水道部長、淀江支所長及び教育委員会事務局長をもって充てる。

4 本部長は、推進本部の事務を総括する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第4条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部に提出する議案を事前に検討し、及び調整する。
- 3 幹事会は、幹事長 1 人、副幹事長 1 人及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、副市長をもって充て、副幹事長は、企画部ふるさと創生推進局長をもって充てる。
- 5 幹事は、市民人権部長、福祉保健部長、経済部長、教育委員会事務局長、総務部財政課長、企画部企画課長、企画部地域政策課長、企画部ふるさと創生推進局地方創生推進課長、市民人権部男女共同参画推進課長、福祉保健部福祉政策課長、福祉保健部こども未来課長、福祉保健部健康対策課長、経済部経済戦略課長、経済部商工課長、経済部観光課長、経済部農林課長及び教育委員会事務局学校教育課長をもって充てる。
- 6 幹事長は、推進本部の会議（以下「本部会議」という。）に出席し、幹事会における検討及び調整の結果を報告しなければならない。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 本部会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 推進本部は、本部員の過半数が出席しなければ、本部会議を開くことができない。
- 3 推進本部は、必要があると認めるときは、関係者に対し、本部会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

（ワーキングチーム）

第 6 条 幹事会は、その所掌事務について個別に検討させるため、ワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームの構成及び運営に関し必要な事項は、幹事会が別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部、幹事会及びワーキングチームの庶務は、企画部ふるさと創生推進局地方創生推進課において処理する。

(規定外事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(米子市人口減少対策会議設置要綱の廃止)

2 米子市人口減少対策会議設置要綱(平成25年12月3日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

米子市地方創生推進本部・幹事会名簿

参考資料3

| 職名 | 氏名 | 推進本部 | 幹事会 |
|------------|-------|------|------|
| 市長 | 野坂康夫 | 本部長 | — |
| 副市長 | 角博明 | 副本部長 | 幹事長 |
| 教育長 | 北尾慶治 | ○ | — |
| 水道局長 | 中原明寛 | ○ | — |
| 総務部長 | 菅原朗 | ○ | — |
| 企画部長 | 白石久巳 | ○ | — |
| ふるさと創生推進局長 | 門脇功 | ○ | 副幹事長 |
| 市民人権部長 | 長井仁志 | ○ | ○ |
| 福祉保健部長 | 斉下美智子 | ○ | ○ |
| 経済部長 | 大塚寿史 | ○ | ○ |
| 建設部長 | 細川庸一郎 | ○ | — |
| 下水道部長 | 宇田剛 | ○ | — |
| 淀江支所長 | 足立新一郎 | ○ | — |
| 教育委員会事務局長 | 岩崎豪 | ○ | ○ |
| 財政課長 | 辻佳枝 | — | ○ |
| 企画課長 | 杉村聡 | — | ○ |
| 地域政策課長 | 松下強 | — | ○ |
| 地方創生推進課長 | 永瀬良太 | — | ○ |
| 男女共同参画推進課長 | 的早ゆかり | — | ○ |
| 福祉政策課長 | 大橋賢二 | — | ○ |
| こども未来課長 | 高真正太郎 | — | ○ |
| 健康対策課長 | 景山泰子 | — | ○ |
| 経済戦略課長 | 高橋輝幸 | — | ○ |
| 商工課長 | 足賀浩司 | — | ○ |
| 観光課長 | 奥田晃巳 | — | ○ |
| 農林課長 | 高橋浩二 | — | ○ |
| 学校教育課長 | 村中祥宏 | — | ○ |
| 計 | | 14名 | 19名 |

参考資料 4

米子市地方創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における地方創生に関する総合的な戦略(まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に該当するものをいう。)を策定し、及びその効果を検証するに当たり、有識者等の意見を聴取するため、米子市地方創生有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 有識者会議は、委員若干人で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第4条 有識者会議に、座長及び副座長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議の会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 有識者会議の会議は、座長が議長となる。

- 3 有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 有識者会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、企画部ふるさと創生推進局地方創生推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

米子市地方創生有識者会議委員等名簿

1 委員（五十音順、敬称略）

| 所 属 等 | 氏 名 | 備 考 |
|---|------------------------|-----|
| 米子信用金庫 総合企画部長 (兼戦略営業室長) | オカ ムラ テツ アキ 岡 村 哲 晶 | |
| 米子日吉津商工会 事務長 | クラ マ ヒデ キ 倉 間 秀 樹 | |
| 鳥取大学医学部附属病院 特命准教授 (次世代高度医療推進センター 副センター長) | コ ガ アツ ロウ 古 賀 敦 朗 | 座 長 |
| 鳥取短期大学幼児教育保育学科 教授 (米子市子ども・子育て会議会長) | サイ キ キョウ コ 齊 木 恭 子 | |
| 連合鳥取西部地域協議会 事務局長 | サ スキ カオル 佐 貫 馨 | 新 任 |
| 米子商工会議所 事務局長 | タジ マ キヨ ミ 但 馬 清 美 | 副座長 |
| 山陰合同銀行米子支店 支店長 | テ シマ ヨシ ロウ 手 島 芳 郎 | |
| 鳥取西部農業協同組合 常務理事 | ナカ ニシ ヒロ リ 中 西 広 則 | |
| 米子青年会議所 理事 | ナカ モト ケイ スケ 中 元 啓 介 | |
| 米子公共職業安定所 所長 | ハナ クラ タカシ 花 倉 隆 | |
| 日本政策金融公庫米子支店 支店長 | マエ ダ ヨシ アキ 前 田 芳 昭 | |
| 米子工業高等専門学校機械工学科 教授 | モリ タ シン イチ 森 田 慎 一 | |
| 鳥取銀行 常務執行役員 米子営業部 部長 | ヤマ ガミ ケイ コ 山 上 恵 吾 | |

2 オブザーバー（順不同、敬称略）

| 所 属 等 | 氏 名 | 備 考 |
|---------------------------------------|-----------------------|-----|
| 鳥取県西部総合事務所 地域振興局副局長 (米子市担当コンシェルジュ) | セキ タカ ノブ 関 孝 信 | 新 任 |
| 新日本海新聞社 取締役 西部本社総局長 | ナガ ソ モト ハル 長 曾 本 明 | |